

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260409	有限会社仁徳砂利(法人番号7270002001062)代表者岡村文美子	鳥取県鳥取市安長94番地1	米子営業所	鳥取県米子市東福原1丁目6-25ラフェスタ東福原305号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年4月9日に、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20260409	三永工運株式会社(法人番号4250001013583)代表者白川承輝	山口県下関市新垢田北町5番16号	本社営業所	山口県下関市新垢田北町5番16号	輸送施設の使用停止(62日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、同法第17条第1項第1号、同法第17条第1項第2号及び同法第17条第4項	令和6年11月25日及び同年12月27日に、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(8)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7
20260415	株式会社クオリティライン(法人番号3270001002271)代表者廣谷教友	鳥取県岩美郡岩美町岩本876-1	本社営業所	鳥取県岩美郡岩美町岩本876-1	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法第17条第4項	令和6年11月19日及び令和7年2月14日に、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の記録事項義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(6)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20260427	株式会社正友産業(法人番号8240001034817)代表者浜中博	広島県福山市高西町三丁目12番10号	本社営業所	広島県福山市高西町三丁目12番10号	許可の取消し	貨物自動車運送事業法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-

20260430	株式会社丸勝荷役運輸(法人番号4260001027756)代表者石川勝弘	岡山県岡山市北区横井上848-4	株式会社丸勝荷役運輸営業所	岡山県岡山市北区御津伊田2157	事業停止(7日間)、輸送施設の使用停止(441日車)、輸送の安全確保命令及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、同法第9条第3項後段、同法第17条第1項第1号、同法第17条第1項第2号、同法第17条第4項、同法第18条第3項、同法第24条、同法第24条の4第1項及び同法第60条第1項	令和5年12月7日、同年同月19日、同年同月27日、令和6年3月7日、同年同月22日、同年同月27日、同年同月29日及び同年5月31日に、情報提供を端緒として監査を実施。22件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)事業計画の変更認可違反(休憩睡眠施設)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(3)事業計画の変更事後届出違反(主たる事務所)(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(4)事業計画の変更事後届出違反(営業所の位置)(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(7)事業用自動車の安全性確保義務違反(不正改造のもの)(安全規則第3条の3)、(8)無車検運行(安全規則第3条の3)、(9)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(11)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(12)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(13)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(14)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(16)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(17)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(18)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(19)運行管理者の解任の届出違反(安全規則第19条)、(20)事故の届出義務違反(自動車事故報告規則第3条)、(21)社会保険等の加入義務者の社会保険等加入義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(22)事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	49	49
----------	--------------------------------------	------------------	---------------	------------------	--	--	--	----	----